

長久手市産後ケア事業業務委託(単価契約)
事業者募集要項

1 事業の名称

長久手市産後ケア事業業務委託(単価契約)

2 事業目的及び概要

母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として、産後ケア事業(宿泊型、通所型及び訪問型)を実施します。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、宿泊型、通所型又は訪問型を提供できる事業者を募集します。

3 募集の概要

- (1) 募集期間 令和7年12月15日～令和8年2月20日
- (2) 契約方法 長久手市と実施事業者で単価契約を締結します。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約は単年度契約とし、予算の成立をもって発効します。

4 業務内容及び実施要件

長久手市産後ケア事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)のとおり。

なお、実施要綱は、令和8年4月1日に改正予定であるため、改定後の要綱を遵守すること。

5 従事者

- (1) 助産師が配置できること。宿泊型の場合、24時間体制で1名以上の助産師を配置すること。
- (2) ケアを提供するにあたり、やむを得ず一時的に乳児を別室で預かる場合は、母親のケアを行う者と預かっている乳児の見守りを行う者と複数体制がとれるよう調整を行うこと。
- (3) 従事者は、労働安全衛生法に定められた年1回以上定期健康診断を実施し、健康管理に努めること。また、事業者は、その結果を把握すること。

6 業務に係る留意事項

- (1) 事業実施中の事故等に備え、損害賠償保険に加入していること。
- (2) 助産所は、あらかじめ緊急時に母子を受け入れてもらえるよう、また保健医療面での助言が隨時受けられるよう、あらかじめ協力医療機関と産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書(様式6)を取り交わすこと。
- (3) 長久手市産後ケア事業実施要綱、本事業にかかる契約書(仕様書含む)、本事業にかかる安全に関するマニュアル、関係法令等を順守すること。
- (4) 本市との適切な連絡体制を確保すること。
- (5) 本市の承認を受けていない内容でのサービス提供については、本市からの委託料は支払わないため、留意すること。
- (6) 利用者が転出する等により、本事業を利用する時点で利用者の住民票が本市にない場合は、本市からの委託料は支払わないため利用の際に本市の住民か確認すること。
- (7) 愛知県内の市町村から産後ケア事業受託に係る事業所の設置状況・産後ケア実施状況等の問合せがあった場合、本市から愛知県内の他市町村へ情報提供を行います。

7 事業実施内容の変更

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、長久手市産後ケア事業業務委託内容変更申請書(様式7)を事前に提出すること。特に、受入可能月齢や利用人数等の事業実施基本計画書(様式5)の変更が必要な場合、変更書類を必ず提出すること。実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

8 次年度の契約更新

令和9年度以降の契約の更新にあたっては、長久手市産後ケア事業業務委託契約更新申請書(様式8)を提出すること。事業実施内容に変更がない場合は、本市と委託事業者において協議し、継続して契約することができる。

契約の更新時に事業実施内容に変更が必要な場合、計画変更等により必要があれば資料の提出、実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

委託契約の継続に関しては、今後の長久手市の施策方針により変更される場合がある。

9 委託料

実施要綱に記載のとおり。

なお、令和8年度実施要綱において事業費用や自己負担金等の変更があった場合、変更後の単価で契約することとなる。

訪問型の事業費用には、利用者の居宅へ訪問するための交通費も含まれる。

10 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(2) 納税義務者にあっては、国税及び市税の未納がないこと。

(3) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(4) 破産者で復権を得ない者でないこと。

(5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。

(6) 役員に次の各号に該当する者がいないこと。

ア (4)に該当する者

イ (5)に該当する者

ウ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(7) 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

11 新規事業者の応募方法

(1) 応募の流れ

①申請書類の提出

②審査結果通知

③業務委託契約

④事業開始

(2) 提出書類

提出は電子申請により提出することとし、以下の書類を添付すること。

① 長久手市産後ケア事業業務委託事業者申請書	様式1
② 長久手市産後ケア事業業務委託事業者誓約書	様式2 ※押印が必要です
③ 事業者概要	様式3
④ 業務実績	様式4
⑤ 長久手市産後ケア事業実施基本計画書	様式5 ※実施場所が同一施設内で月齢により所管が変わる場合は、所管ごとに提出
⑥ 長久手市産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書	様式6 ※助産所のみ提出
⑦ 事業実施施設の平面図	A4判で任意様式
⑧ 医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し	所定様式の写し
⑨ 損害賠償保険証書等の写し	
⑩ 長久手市産後ケア事業業務委託事業者再委託申請書	様式9 ※再委託する場合のみ提出

※電子申請の入力フォームにて、承諾書の同意が必要です。

(3) 提出方法

申請書類の提出方法は、電子申請により提出すること。

※申請書類は、長久手市ホームページからダウンロードすること。

※電子申請のURLは子ども家庭課母子保健係へお問い合わせください。

(4) 申請上の注意事項

ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類については、長久手市個人情報保護条例及び長久手市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(5) 審査及び結果通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。審査の結果は応募者に通知する。

12 担当課

長久手市役所子ども部子ども家庭課母子保健係

住所: 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1

電話: 0561-56-0210

13 適用

本募集要項は、令和8年4月1日以降の契約に適用する。